

## 平成20年度第2回富山県環境審議会議事録（概要）

### 1．富山新港地区緩衝緑地（県民公園新港の森）の管理の事業に係る費用負担計画について

（委員）

指定管理期間を3年から4年に変更した理由は何か。

（事務局）

指定管理期間が長くなるほど、指定管理者において様々な工夫が行いやすくなり、管理費の節減につながる。制度導入時は3年としたが、これまでの状況を踏まえ、1年延ばして4年とした。

（委員）

事業者負担は全体の4分の1であるが、残りの4分の3は誰が負担するのか。

（事務局）

県が全体の2分の1、高岡市及び射水市がそれぞれ8分の1となっている。地方公共団体が4分の3、残りの4分の1を8つの事業所で負担している。

（委員）

事業者負担が4分の1である根拠は。

（事務局）

新港の森は「緩衝緑地」と「公園」としての機能を併せ持っており、「公園」部分は地方公共団体が負担すべきもの。機能割合について環境審議会で審議いただき、1：3との結論をいただいている。

（委員）

負担事業者内での負担割合はどのように決めているのか。排出ガス量に応じて負担割合を決めるならば、企業努力による削減や経済状況により、年ごとの負担が左右されるのではないか。

（事務局）

8事業所間での負担割合は、「規模」「距離」「環境」の要素を基に決めている。規模については敷地面積や従業員数、償却資産、距離については立地場所、環境については最大燃料使用量や最大排出ガス量などをウエイトづけし、8事業所で協議のうえ決定している。排出ガス量については、導入機器の仕様上の値を基にしており変動することはない。

### 2．鳥獣保護区特別保護地区の指定について（報告案件）

（委員）

当該地区を特別保護地区とした理由は何か。

（事務局）

特別保護地区は鳥獣保護区内のうち、鳥獣の生息環境の保全が極めて重要であると認められる地区を指定するものである。当該地区については、ブナやミズナラ等の原生林となっており、鳥獣の生息環境として非常に良いことから、特別保護地区に指定したものである。

3. 温泉掘削等の許可について（報告案件）

< 質疑事項なし >

4. 平成20年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について（報告案件）

（委員）

ダムにおける採水地点について、中層、下層とは具体的にはどこを指すのか。

（事務局）

中層は20m、下層は50m。

（委員）

射水市の3地域において、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度が高いのはなぜか。

（事務局）

地中に含まれている窒素の降雨による溶出の影響が考えられる。当地については概況調査で汚染が確認されたため、継続して監視調査することとしている。

（委員）

湧水など多くの県民が利用する場所を概況調査の測定地点に加えれば、利用者の安心につながるのではないか。

（事務局）

湧水については、管理者において飲用の観点から水質調査等を実施している。環境サイドでは、広く県内平野部の状況を見るため、4キロメッシュに分割して定期的に調査を実施している。

5. その他

（委員）

レジ袋の削減について、県内全域で無料配布の取り止めが実施されて間もなく1年になるが、現在の状況、2年目の取組みについて説明いただきたい。

（事務局）

持参率は、昨年4月から9月までの半年間で、全体で94%。内訳は、スーパーマーケット32社で89%、クリーニング店6社で99%。集計にはPOSシステムを利用した。

参加店舗数は、全体で43社399店舗、内訳は、スーパーマーケット32社143店舗、クリーニング店6社148店舗、ドラッグストア5社108店舗となっている。なお、ホームセンター1社23店舗が本年6月1日から無料配布取り止めを行う方向である。

レジ袋の削減枚数は、概ね6,500万枚。マイバッグ持参者数の1.5倍をもって削減枚数とした。無料配布取り止め以前は、一人あたり1.5枚配布していたものとして算出している。

本県が全国に先駆けて「県内全域で実施」した取組みは、全国に広がりを見せている。昨年6月に山梨県、10月に沖縄県、1月に和歌山県、2月に青森県で実施されており、今後も山口県、福島県、大分県、石川県で実施予定と聞いている。

2年目の取組みについて、4月から事業者や消費者団体、行政が連携して買い物マナー

の啓蒙運動を展開する。また、業種の拡張及び実施店舗の拡大に引き続き取り組むとともに、本県において環境省と共同で全国フォーラムを開催する。

(委員)

スーパーマーケット等はレジ袋を販売することで収益を上げているのではないかと、この質問を受けたことがある。売上げの一部は環境保全活動等に使うこととされ、一部の事業者が寄附を行っていることが報道されているが、全体状況はどうか。

(事務局)

無料配布取り止め実施から1年が経過するにあたり、レジ袋削減推進協議会では、事業者はできるだけ年度内に寄附を行うこと、事務局はその状況を取りまとめるうえ4月ないし5月に公表を行うことを決定した。寄附先や時期については、事業者の判断で行うこととしている。「できるだけ年度内に」としたのは、決算期との関係や、収益金がまとまった額にならない事業者に配慮したため。

(委員)

県婦人会では、マイバッグで買い物する際のマナーを啓発していくこととしており、マイバッグ持参の呼びかけを行った際と同様、店頭でのチラシ配布による呼びかけを実施していく。

(委員)

レジ袋の無料配布取り止めを実施していない店舗では、マイバッグを使わずにレジ袋を受け取られる方が散見される。あらゆる店舗で県民がマイバッグを持参するような取組みを進めることが重要である。

(委員)

無料配布取り止め実施にあたり、全県的に普及啓発を実施した。持参率は9割超と大変高く、本県の取組みは環境省や他県からも注目されている。

レジ袋削減推進協議会に参加していなくても、無料配布を取り止めている店舗はある。協議会としては、レジ袋の有料化が主旨ではなく、無料配布取り止めを通じて、マイバッグの持参、不要なレジ袋の削減を呼びかけている。

(委員)

マイバッグ持参率は協議会参加店舗での率であり、コンビニや一般の店舗、百貨店など、協議会に参加していない事業者の状況は含まれてない。レジ袋を従前どおり配布している店舗もたくさんあり、そこへ徐々に取組みを広げていこうという段階。

(事務局)

レジ袋の削減は、生活の中で環境配慮を考えるきっかけとすることが主目的。持参率を上げることがすべてではなく、県民への普及啓発や成果のPRが大切であると考えている。